

公益社団法人 日本オーケストラ連盟

事務局職員 労働規程

<給与・手当>

- ・年俸制とし、総会が定めた予算の範囲内で、業績成果等に基づき理事会の議を経て理事長が定める。
- ・支払い方法 年俸の12分の1を毎月銀行振込にて支払う。

<交通費>

- ・定期券代実費支給

<その他>

- ・労働保険（雇用保険・労災保険）加入する。
- ・社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入する。

<勤務条件>

- ・勤務時間 月～金 10:00～18:00
- ・休憩時間 午前11時30分より午後1時30分までの間の1時間。
- ・休日 土、日曜日及び祝日
- ・休暇 夏季、年末年始（元旦を含む）に各1週間の休暇。
- ・年次有給休暇 勤続 0.5年目 —— 10日  
1.5年目 —— 11日  
2.5年目 —— 12日  
3.5年目 —— 14日  
4.5年目 —— 16日  
5.5年目 —— 18日  
6.5年目以上 —— 20日

※ 労働基準法に従う。

- ・その他、慶弔に伴う特別有給休暇があります。

<定年>

- ・満60歳とし、60歳に達した月の末日をもって退職とする。  
ただし、次の基準のいずれにも該当する者については、65歳まで継続して雇用する。
  - ① 引き続き勤務することを希望している者
  - ② 過去3年間の出勤率が90%以上で無断欠勤がない者
  - ③ 直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がない者また、常勤役員を兼務する者は、役員の任期満了までとする。
- ・退職金規程は別途定める。